

令和 4 年 2 月 3 日

世田谷区医療的ケア連絡協議会 事務局

医療的ケアを必要とする障害児（者）への支援 令和 4 年度の取り組み予定について

世田谷区では、医療的ケアを必要とする障害児者への支援について、令和 4 年度は、以下のよう
に取り組んでまいります。

1 相談支援事業者の育成支援（障害福祉部障害保健福祉課）

医療的ケアが必要な障害児の在宅移行に伴う障害福祉サービス利用に対応するため、支援
の入口となる相談支援事業者の育成支援を行う。

○区内の相談支援事業所 令和 3 年度：5 人 → 令和 4 年度予定：6 人

2 通所施設への助成（障害福祉部障害保健福祉課・障害者地域生活課）

医療的ケア児の通所施設の確保と安定的運営を図るため、重症心身障害児通所施設及び、医
療的ケア児を受け入れている障害児通所施設への補助を行う。（重症心身障害児通所事業運営
支援対象の児童発達支援施設は除く）

○（障害児）令和 3 年度：7 施設 → 令和 4 年度予定：11 施設

○（障害者）令和 3 年度：3 施設 → 令和 4 年度予定：3 施設

3 医療的ケアに携わる人材育成研修（障害福祉部障害保健福祉課）

看護師や理学療法士等の医療従事者や、介護職員や相談支援専門員等の福祉従事者、教育関
係者、区職員などを対象に研修実施あるいは研修費の一部補助を実施し、医療的ケアに携わる
人材の育成を行う。（①から④は、オンライン開催を検討）

①在宅医療を支える訪問看護研修

②多職種合同研修（小児等在宅移行研修）

③医療的ケア児支援テーマ別研修

④小児訪問理学療法士養成講習会

⑤介護職員等の喀痰吸引研修補助（医療的ケア児喀痰吸引等研修費補助）

4 医療的ケア講演会 企画案（障害福祉部障害保健福祉課）

（仮題）人工呼吸器をつけて生活する子どもたち

日時及び会場：（調整中）

講演及び講師：（調整中）

5 ふるさと納税を活用した医療的ケア児等を育てる世帯への支援事業の実施

(障害福祉部障害保健福祉課)

(1) 事業名 医療的ケア児ときょうだいにキャンプを贈ろう！

1事業 100万円で年間2事業を予定

(2) 事業名 医療的ケア児のための災害時の“つながり”をつくりたい

1事業 70万円で年間5事業を予定

(3) 事業名 医療的ケア児等を対象とする支援事業を新たに始める事業者への支援

1事業 100万円で年間2事業を予定

(4) 事業名 人工呼吸器等を使用している医療的ケア児へのポータブル電源等の配布について (資料5参照)

6 区立保育園での医療的ケア児の受入れ (保育部保育課)

区立保育園で平成30年度より実施している、集団保育における医療的ケア児の受入れ施設を拡充し、医療的ケア児とその家族の地域生活支援の向上を図る。

○平成30年度：1園 (松沢保育園) 1名 → 平成31年度：3園 (松沢・豪徳寺・希望丘保育園) 3名 → 令和2年度：4園 (松沢・豪徳寺・希望丘・世田谷保育園) 4名

7 区立学校・幼稚園等における支援 (教育政策部教育相談・支援課、乳幼児教育・保育支援課、児童課)

(1) 看護師の配置

区立小・中学校においては、支援を必要とする医療的ケア児に対して、引き続き看護師を配置する。区立幼稚園においても、看護師の配置を進めていく。また、新BOP学童における医療的ケアの実施については、教育相談・支援課と児童課で連携しながら検討していく。

(2) 遠隔授業等の実施

新型コロナウイルスの影響により登校できない医療的ケア児がいる場合は、遠隔授業等の実施を通じて支援の継続を図る。